

投資家向け説明資料

三井住友フィナンシャルグループ第20期定時株主総会における株主提案

2022年4月20日

2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標や、パリ協定目標実現への取り組みを表明したにもかかわらず、三井住友フィナンシャルグループは、これらの目標に整合しない投融資を進めています。排出量削減に向けた明確な短期・中期目標や、化石燃料の新規の供給拡大への投融資を行わないといった積極的措置を開示するなど、三井住友フィナンシャルグループの事業戦略がこれらの目標に整合したものであることを確実にする情報開示がなされない限り、株主は不必要かつ容認できない移行リスクおよび評判リスクにさらされることになるでしょう。

2022年4月11日、350.org Japan¹、マーケット・フォース、レインフォレスト・アクション・ネットワーク (RAN)²、ならびに気候ネットワーク (以下「共同提案者」という) は、三井住友フィナンシャルグループ (以下SMBCグループという) に株主提案を提出しました。³ 本資料では、株主提案の内容と提案理由を説明します。

株主提案の目的は、投融資ポートフォリオにおいて短期および中期の温室効果ガス排出削減目標を策定・開示すること、また、新規の化石燃料開発に寄与しないことを確実にする措置を開示するよう、SMBCグループに求めることにあります。それにより、パリ協定の目標達成に向けた市場や政府の行動に、SMBCグループの事業戦略が足並みをそろえるものになると、株主は確信することができます。さらに本株主提案は、SMBCグループの気候リスクを低減することで、グループの企業価値を維持向上させることを目的としています。

株主が本提案を支持すべきと考える理由は、下記の通りです。

- 1) 炭素集約型セクターへのエクスポージャーを管理し制限する、短期・中期の温室効果ガス排出削減目標の開示は、投資家の期待に沿うものである。
- 2) SMBCグループの現行ポリシーおよび事業活動は、化石燃料供給を拡大させていることを示し、2050年までの排出実質ゼロを目指す国際目標およびパリ協定とは整合しない内容であるため、これら目標に整合する措置を開示すべきである。
- 3) SMBCグループは、ポリシー面で競合他社に遅れをとっており、気候変動リスクを管理するための積極的な措置を示す、さらなる情報開示が強く求められる。
- 4) 従来のエンゲージメントでは、SMBCグループが必要な情報開示を行うとの確証が得られない。

株主提案の発議にあたり、投資家の皆様に以下のご協力を賜りたくお願い申し上げます。

- 2022年6月のSMBCグループ株主総会における本提案への賛同
- 本提案への賛同について、SMBCグループに伝えるとともに、対外的に意思表示すること
- SMBCグループの融資や引受による資金調達、新規の化石燃料の供給や関連インフラ設備の拡大に用いられることのないよう、積極的な措置を講じる必要性について、SMBCグループへの働きかけ。その際、化石燃料関連事業、及び森林破壊を含むその他の気候リスクを拡大させる事業への投融資方針の強化と、排出削減目標を含むさらなる情報開示に対する働きかけ

¹ 350.org Japanに所属する複数の個人株主。

² RANに所属する個人株主。

³ 本提案は、日本の会社法に基づき、2022年4月11日に発送された。SMBCグループが受領するのは、4月12日の見込み。

共同提案者は、株主総会前、またその後もSMBCグループに対するエンゲージメントを続けることに
関して前向きです。投資家の皆さまから速やかなご協力を賜ることができれば、SMBCグループのポリ
シーおよび事業活動に進展をもたらす一助となるはずです。

1. 株主提案を支持すべき理由

(1) 炭素集約型セクターへのエクスポージャーを管理し制限する、短期・中期の温室効果ガス
排出削減目標の開示は、投資家の期待に沿うものである

世界の気温上昇を「2°C以下」よりも意欲的な「1.5°C以下」に抑えなければ深刻な被害を回避でき
ないことは、気候変動の影響が激化するに伴ってますます明らかになってきています。⁴国連気候変動
に関する政府間パネル（IPCC）の最新報告書では、遅くとも2025年までに世界の排出を頭打ちにし、
減少に転じさせたいと、2030年までに排出量を2019年比で43%削減することが必要だと指摘されてい
ます。⁵またIPCCは、「パリ協定目標の実現に向けた資金の流れの調整は依然、進展が遅く」、また
「化石燃料に注がれる公的資金および民間資金は依然、気候変動への適応策や緩和策のための資金を大
きく上回る」と指摘しています。⁶さらに、このままだと今世紀末までに地球の気温が3.2°C上昇する
可能性があるとしています。これについて国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）のインガー・
アンダーセン事務局長は、「明日ではなく今日、対策を強化し始めなければならない。さもなければ
我々は、無自覚なまま気候大災害に見舞われ続けることになる」と述べています。⁷なおUNEPは、
1.5°C目標を実現するには、2030年に向けた現在の取り組みレベルを7倍以上引き上げなければなら
ないと指摘しています。⁸

2050年までにポートフォリオ全体でネットゼロを達成するというSMBCグループのコミットメント
は極めて重要なステップです。しかし、コミットメントを掲げるだけでは、その実現を保証できませ
ん。この長期目標は、短期・中期目標と組み合わせることで初めて信頼に足るものとなります。

UNEPの「排出ギャップ報告書2019」にも示された通り、短期・中期目標は特に重要です。同報告書
によると、気温上昇を1.5°C以内に抑えるには、2020年から2030年にかけて排出量を年間7.6%削減す
る必要があります。さらに報告書は、削減が遅れた場合、「さらに急激かつ困難な削減が必要」として
おり、「早くも2025年には年間15.5%の削減が不可避となり、1.5°C目標はほぼ達成不可能になる」と
して、2025年までの年間排出量を削減することの重要性を強調しています。

SMBCグループは、国際イニシアティブ「ネット・ゼロ・バンキング・アライアンス（NZBA）」へ
の加盟を通じて、中間目標の設定にコミットしましたが、NZBAが適用対象とするのは融資のみであ
り、かつ対象期間は2030年以降です。

G20の要請を受け設置された「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」は、2021年10月、
気候関連の指標、目標、移行計画に関する新たなガイダンスを公表しました。ネットゼロ目標実現に向
けた企業の移行計画を評価したいという投資家の関心が高まっていることを踏まえたものです。そのガ
イダンスは、計画に実効性を持たせるため「いかなる中期・長期目標においても、中長期全体の時間軸
をカバーする適切な間隔（5年から10年間隔）で中間目標を設定する必要がある」と明記していま
す。⁹またTCFDは、同ガイダンスで、気候関連の定量目標の例として、スコープ1、2、3それぞれの
排出削減目標の設定についても記載しています。¹⁰

⁴ 国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）、[COP26の決定事項: グラスゴー気候合意 \(Decision -/CP.26 Glasgow Climate Pact\)](#)、
2021年11月

⁵ 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）、[IPCC第6次評価報告書](#)：気候変動緩和策、2022年4月

⁶ IPCC、[気候変動緩和策：政策決定者向け要約 \(Mitigation of Climate Change: Summary for Policymakers\)](#)、2022年4月

⁷ IPCC、[2022年気候変動に関する記者会見：気候変動緩和策について](#)、2022年4月

⁸ 国連環境計画（UNEP）、[排出ギャップ報告書2021](#)（2021年）

⁹ TCFD、[指標・目標・移行計画に関するガイダンス \(Guidance on Metrics and Targets and Transition Plans\)](#)、2021年10月

¹⁰ 同上

投資家のイニシアティブ「クライメート・アクション100+（加盟投資家700以上、資産総額68兆ドル：2022年4月現在）」は、パリ協定に整合した温室効果ガス排出削減対策を講じるよう企業に働きかけています。¹¹ 同イニシアティブは、短期（2025年まで）、中期（2026年～2035年）、長期（2036年～2050年）の温室効果ガス削減目標に基づき、企業を評価しています。¹²

「Paris Aligned Investment Initiative（パリ協定に整合的な投資イニシアティブ）」の「Net Zero Investment Framework（ネットゼロ投資フレームワーク）」は、AIGCC（アジア）、Ceres（北米）、IIGCC（欧州）、IGCC（オーストラレーシア）の世界4地域の投資家グループに支持されています。同イニシアティブは、重要な指標として「短期・中期の排出削減目標」と「目標実現に向け数値で計画を示すこと」を挙げています。¹³

気候リスク低減に向けた企業の管理能力をより良く評価するにあたり、短期・中期の削減目標の策定を投資家が期待していることは、これらのイニシアティブからも明らかです。

(2) SMBCグループの現行ポリシーおよび事業活動は、化石燃料供給を拡大させていることを示し、2050年までの排出実質ゼロを目指す国際目標およびパリ協定とは整合しない内容であるため、これら目標に整合する措置を開示すべきである

国際エネルギー機関（IEA）による画期的な「2050年ネットゼロ排出シナリオ」では、世界のエネルギーセクターの排出量を2050年までに実質ゼロにするには、石油・ガス・石炭の新規供給事業への投資は必要ないとしています。¹⁴ さらに同シナリオでは、液化天然ガス（LNG）の新規輸出事業も不要としたうえ、OECD諸国では2035年までに、世界全体で2040年までに、電力部門の全般的な脱炭素を達成し、石炭フェーズアウトは遅くとも、OECD諸国が2030年までに、世界全体で2040年までに完了すべきだとしています。¹⁵

UNEP FIは、「（オーバーシュートしない、もしくは低い程度のオーバーシュートを伴う1.5°C目標との）整合を図る最速の方法は、可能な限り早期に化石燃料ベースのエネルギーを再生可能エネルギーに移行し、化石燃料設備の新規建設を打ち切ること」だと指摘しています。¹⁶

それにもかかわらず、SMBCグループの気候変動への対応は不十分であり、結果として、投資家にとって重大なリスクとなっています。IEAの2050年ネットゼロシナリオと照らし合わせた、同グループの方針および事業活動の問題点を以下に記します。

表1：SMBCグループの方針および事業活動を、IEAのネットゼロシナリオと比較

2050年ネットゼロシナリオ ¹⁷	SMBCグループの方針	SMBCグループの事業活動
------------------------------	-------------	---------------

¹¹ クライメート・アクション100+、[3つの要請（The Three Asks）](#)

¹² 同上

¹³ パリ協定に整合した投資イニシアティブ、[ネットゼロ投資フレームワーク1.5°C（Net Zero Investment Framework 1.5°C）](#)、2021年3月

¹⁴ IEA、[2050年ネットゼロ報告書](#)、2021年5月

¹⁵ IEAの[2050年ネットゼロ報告書](#)、2021年5月；[世界エネルギー展望2021](#)および[関連データ](#)、2021年10月

¹⁶ UNEP FI、[金融機関による信頼できるネットゼロ表明のための推奨（Recommendations for credible Net-Zero commitments from financial institutions）](#)、2021年10月

¹⁷ NZE2050の声明およびデータは次から引用：IEAの[2050年ネットゼロ報告書](#)；[世界エネルギー展望2021](#)および[関連データ](#)

<p>新規石炭火力ゼロ 排出削減対策が講じられていない新規石炭火力発電所について、新たに最終投資意思決定を行うべきではない（2021年時点）。</p> <p>電力セクターの排出削減目標 2020年から2030年にかけて、発電による絶対排出量を57%削減。</p>	<p><u>CCUS（炭素回収・有効利用・貯留）</u>や<u>混焼技術</u>といった抜け穴、また、石炭火力発電所の新規建設や拡張事業に積極的に関与する顧客への支援を制限する方針がないため、（2030年までの）重要な時期に、石炭発電セクターへの大規模資金提供の継続が可能。</p> <p>SMBCグループは、電力セクターからのファイナンスによる排出削減について、<u>2025年と2030年時点の目標を設定していない</u>。</p>	<p>SMBCグループは、石炭産業への融資額が世界第3位（<u>2019年1月～2020年10月の融資額は204億米ドル</u>）で、その対象には下記の企業が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 九州電力：国内第5位の電力会社で、袖ヶ浦での2GWの新規LNG発電所建設に関与。また九州電力は、<u>フィリピン</u>、メキシコ、ベトナム、シンガポールをはじめとした、海外のガス火力発電所のIPP事業にも多数関与している。 アダニグループ：同グループは、<u>石炭火力による出力を24GWに倍増させる</u>計画を進めている。これはオーストラリアの全ての石炭火力発電量を上回る。 <u>PLN（インドネシア）</u>：国営電力会社PLNは、その子会社や系列企業、関連会社、合弁会社と連携し、少なくとも出力5.9GWの石炭火力発電所の新規建設を計画している。
<p>石炭フェーズアウト目標 先進国では2030年までに排出削減対策のない石炭火力をフェーズアウトさせ、世界全体では2040年までに排出削減対策のない全ての石炭火力をフェーズアウト。</p> <p>新規の炭鉱採掘は行わない 炭鉱の新規採掘および拡張は必要ない。</p>	<p>「2040年までのフェーズアウト」を掲げるSMBCグループの現行の目標は、石炭火力発電のプロジェクトファイナンスのみを対象としており、石炭火力へのエクスポージャーの大部分を占める<u>コーポレートファイナンスは対象外となっている</u>。また先進国と新興国を区別する<u>地理的アプローチもとっていない</u>。</p> <p>現行の方針では、ファイナンスの対象外となるのは、山頂除去採掘（MTR: Mountain Top Removal）方式で行う炭鉱採掘事業のみだが、2022年5月、方針を改定し、新規の石炭採掘および拡張事業、ならびに関連インフラ事業へのファイナンスの提供も止める意向を示している。¹⁸ ただし、<u>コーポレートファイナンスは対象外となる可能性が高い</u>ため、炭鉱会社を通じた石炭拡張事業へのファイナンス継続を許す可能性は残る。¹⁹</p>	<p>炭鉱の新規開発や拡張に関与する企業へのファイナンスを継続している。例：</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年、<u>オーストラリアの石炭会社、ホワイイトヘイブン・コール</u>に1億1,500万豪ドルを融資。同社は、炭鉱の新規開発および拡張事業3件に、およそ20億豪ドル（約14億米ドル）の資金提供を計画している。これら3件の事業計画を合わせると、市場性のある石炭埋蔵量はおよそ5億トンに上り、2030年までに同社の石炭生産量は、2倍以上増産される可能性がある。 インドネシアの石炭会社、アダロ・エナジー・インドネシアに7億1,300万米ドルを融資（2021年の4億米ドルの融資参加を含む、2006年～2021年までの融資）。同社は、現在の年間生産量5,000万トンを上回る石炭増産の意向を<u>表明</u>。独立調査によると、同社の事業計画は、壊滅的な気温上昇5～6℃に該当するものとなっている。

¹⁸ SMBCグループ、サステナビリティへの取組強化について、2022年4月

¹⁹ 例えば、ニューホープ・コールやホワイトヘイブン・コール（豪）、アダロ・エナジー（インドネシア）など。

<p>新規の石油・ガス開発は行わない</p> <p>2021年時点で約束された事業を除き、(ネットゼロ)経路では石油・ガス田の新規開発は承認されるべきではない...また現在建設中もしくは計画段階にある多数の液化天然ガス(LNG)設備事業もこのまま進められるべきではない。</p>	<p>SMBCグループには、新規の石油・ガス事業やこれら事業に深く関与する企業へのファイナンスを制限する方針が策定されていないため、同グループが重要なこの10年間、そして今後も引き続き、これらセクターへの資金提供を行うことを許している。SMBCグループは、「オイルサンド」、「シェールオイル・シェールガス」、「北極圏での石油・ガス採掘事業」、ならびに「石油・ガスパイプライン」についてセクター別ポリシーを設けているものの、これら事業の環境・社会リスク評価に関するデューデリジェンスの強化を求めているに過ぎない。その結果、同グループによるこれら石油・ガスセクターへのファイナンス継続を許している。</p>	<p>2016年から2021年にかけて、SMBCグループは、化石燃料セクターに総額およそ1,090億米ドルを投入した。このうち34%は、化石燃料を拡大させている企業上位100社に投入された。SMBCグループの資金提供額は、特にLNGセクターで世界第4位、北極圏の石油・ガスセクターで世界第8位で顕著であり、他の邦銀を上回る積極的な関与を見せている。石油・ガス会社や事業へのファイナンス継続は、2050年ネットゼロ目標と明らかに乖離している。その最近の例には、下記の内容が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● SMBCグループは、多数の問題が指摘される事業に関与している。例えば、東アフリカ原油パイプライン (EACOP) では、事業のファイナンシャルアドバイザーにSMBCが名を連ねている。2016年から2020年にかけて、SMBCは、同パイプラインの事業主であるトタル社に10億8,000万米ドルの資金提供を行なった。同事業が抱える環境社会問題が解決されない限り、事業には関与しないと表明したみずほ銀行と対照的に、関与を続けるSMBCには厳しい批判が寄せられている。 ● SMBCグループは、計画段階にあるバングラデシュおよびベトナムのLNG発電事業 への関与が現時点で確認されている、唯一の邦銀。ベトナムでは、出力3GWのLNG事業2件の資金調達に関与し、バングラデシュでは、プルタミナ (Pertamina) 社による出力1.4GWのLNG火力発電所の計画にファイナンシャルアドバイザーとして関与している。 ● SMBCグループも参加する、スカボロー・ブルートLNG事業に関連する2022年の35億米ドルの融資について、独立調査は、「世界中のパリ協定の履行に対する賭け」と結論づけた。
<p>石油・ガスセクターの絶対排出量の削減目標</p> <p>2020年から2030年にかけて、石油・ガスからの絶対排出量は23% (石油27%、ガス17%) 削減。</p>	<p><u>石油・ガスセクターの絶対排出量の削減目標が存在しない。</u></p>	

さらに別の調査によると、2016年以降、エクエーター原則（赤道原則）下での**化石燃料事業への融資件数がもっとも多かったのは、SMBCでした。**²⁰ これ以上、SMBCが化石燃料供給の拡大を助長することのないよう、SMBCグループが積極的対策を講じていることを示す情報の開示が必要です。

(3) SMBCグループは、ポリシー面で競合他社に遅れをとっており、気候変動リスクを管理するための積極的な措置を示す、さらなる情報開示が強く求められる

さらにSMBCグループは、気候リスクについてより適切な管理方針をもつ**国内外の銀行に遅れをとっ**

²⁰ 国際NGOバンクトラック (Banktrack) 他、「[「エクエーター遵守を謳った気候破壊～エクエーター原則の下で銀行はいかに化石燃料に融資を行ったか～ \(Equator Compliant Climate Destruction: How banks finance fossil fuels under the Equator Principles\)](#)」、2021年11月

ています。下記の表にまとめた銀行の方針を見ると、2050年ネットゼロ実現に向け、より意欲的な対策がとられているのが分かります。

表2：より適切な気候リスク管理方針をもつ邦銀の例

区分	金融機関	方針（*関連項目からの一部抜粋、または要約）
石炭	MUFG ²¹	「電力セクターのお客さまに対する与信のうち、石炭火力発電所向けコーポレートファイナンスの残高を2040年を目途にゼロ*にすることを新たに目標として設定」 *但し、MUFG環境・社会ポリシーフレームワークに基づき、脱炭素社会への移行に向けた取り組みに資する案件は除外。
化石燃料セクターに関連する移行リスク	みずほFG ²²	「石炭火力発電、石油火力発電、ガス火力発電、石炭鉱業および石油・ガスを主たる事業とする企業は、脱炭素社会に向けた移行が適切になされない場合、移行リスクに晒される可能性あり。 〈みずほ〉は、気候変動に伴う移行リスクへの対応が進展するよう、取引先とエンゲージメントを行う。一定期間を経過しても、移行リスクへの対応に進捗がない取引先への投融資等は、慎重に取引判断を行う。」
中期目標	MUFG ²³	MUFGは、2050年の投融資ポートフォリオのネットゼロに向け、(1)「電力」、(2)「石油・ガス」を優先セクターとして選定し、2030年の中間目標を設定。(1)「電力」は、2019年の排出原単位349gCO ₂ e/kWhから、2030年は156-192gCO ₂ e/kWhに削減。(2)「石油・ガス」は、絶対排出量を2019年の83MtCO ₂ eから15%-28%削減。
認証パーム油への認識	MUFG ²⁴	MUFGは、「パーム油のプランテーションの所有・経営事業」に対して「ファイナンスを実行する際には、お客さまに対し、RSPOの認証取得、『森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ』（NDPE: No Deforestation, No Peat and No Exploitation）を遵守する旨の公表」を要請するのに対し、SMBCグループは、ISPOやMSPOといった「同等の認証機関」のより緩い認証を認めている。
NDPEポリシーの対象セクター	みずほFG ²⁵	みずほFGは、「パーム油」および「大規模農園」だけでなく、「木材・パルプ」も対象としている。SMBCグループは、紙パルプセクターを対象としていない。

表3：業界を牽引する海外銀行のセクター別の方針の例

区分	金融機関	方針（*関連項目からの一部抜粋、または要約）

²¹ MUFG、[MUFG Progress Report: カーボンニュートラル実現への取り組み](#)、2022年4月

²² みずほフィナンシャルグループ、[サステナビリティアクションの強化について](#)、2021年5月

²³ MUFG、[MUFG Progress Report: カーボンニュートラル実現への取り組み](#)、2022年4月

²⁴ MUFG、[「MUFG 環境・社会ポリシーフレームワーク」の改定について](#)、2022年4月

²⁵ みずほFG、[環境・社会に配慮した投融資の取組方針の概要](#)、2021年3月

石炭	クレディ・ミュチュエル (Crédit Mutuel) ²⁶	<p>クレディ・ミュチュエルは、下記に示す除外基準を超えた場合、対象となる範囲の全ての業務を取りやめる：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 石炭の年間生産量が1,000万トン超 ● 石炭火力の設備容量が5GW超 ● 収入に占める石炭の割合が20%超 ● 発電量に占める石炭の割合が20%超 <p>2030年までに石炭フェーズアウトを確実に完了するため、これら非累積的な除外基準値は、毎年数値を引き下げる。</p> <p>さらにクレディ・ミュチュエルは、新規の石炭事業に関与する企業（2019年版脱石炭リスト（Global Coal Exit List：GCEL）に特定された417企業）とは取引しない。</p>
石油・ガス	ラ・バンク・ポスタル (La Banque Postale) ²⁷	<p>フランスの郵便貯金銀行、ラ・バンク・ポスタルは、「脱石油・ガスリスト（Global Oil & Gas Exit List：GOGEL）」に掲載された全ての石油・ガス会社の除外、ならびに2030年までの石油・ガスフェーズアウトを約束するという先例を世界に先駆けて打ち出している。</p> <p><u>除外対象プロジェクト</u>：石油・ガスの上流および中流事業²⁸、ならびに石油・ガス火力発電所事業への金融サービスは提供しない。</p> <p><u>拡張計画をもつ企業</u>：GOGELに掲載された全企業を除外する。</p> <p><u>フェーズアウト</u>：石油・ガスの上流および中流事業からのフェーズアウトを2030年までに完了する戦略、ならびに石油・ガス拡張計画をもつ全企業を取引対象から除外することを公表。</p>
森林破壊禁止	ABMアム口 ²⁹	<p>ABMアム口は、パーム油と紙パルプを含む7品目について、最低条件としてNDPE方針（森林破壊禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止）を設定している。特にパーム油セクターでは、生産者だけでなく加工業者にもこの条件を適用している。</p>

(4) 従来のエンゲージメントでは、SMBCグループが必要な情報開示を行うとの確証が得られない。

共同提案者は、過去数年にわたり、化石燃料や森林破壊に関するファイナンスや、気候関連リスクのガバナンスについて、それぞれSMBCグループと対話を行ってきました。また、SMBCグループの環境方針や、石炭、石油・ガス及び森林破壊リスクセクターなどの炭素集約型の事業やセクターへの資金提供について、報告書の発行や意見書の提出などを通じて問題を提起してきました。さらに気候関連リスクやTCFD報告等の開示についても、対話を行ってきました。これらに加えて、過去数ヶ月間、本株主提案の提出に先立ち、集中的なエンゲージメントも行ってきました。

SMBCグループは、これらの議題について対話をする前に前向きな姿勢を示していますが、エンゲージメントからは、短期・中期目標の設定を含む、パリ協定の目標に整合した事業計画の策定・開示、または、IEAのネットゼロ排出シナリオやUNEP FIによるG20への推奨と整合しない融資・引受を行

²⁶ クレディ・ミュチュエル銀行、[当行のセクター方針 \(Our Sector Policies: Coal Sector\)](#)

²⁷ リクレイム・ファイナンス、[石油・ガス金融方針成績評価 \(Oil and Gas Policy Tracker\)](#)

²⁸ 「石油・ガス金融方針成績評価」は上流事業を「探査・開発・生産」、中流事業を「パイプライン、LNGターミナル、その他輸送インフラ（輸送船舶を含む）、貯蔵インフラ」と定義している。

²⁹ ABMアム口銀行、[サステナビリティ要件概要：農産品 \(Summary Sustainability Requirements: Summary - Agri-Commodities\)](#)

わないための積極的措置を講じることへのコミットに十分な期待を持つことができませんでした。

気候関連のガバナンス、目標、ポリシー（炭鉱セクターのポリシーを含む）の強化において、SMBCグループの取り組みには一定程度の前進が見られ、今後も強化していく姿勢があることは認識しています。しかしながら、その内容は、気候変動による壊滅的な影響を防ぐために必要な気候科学に基づく規模や緊急性に即したものではありません。同グループのポリシーおよび事業活動は、パリ協定の目標に整合しているというには、まだ程遠い状況です。思い切った対策強化がなされない限り、SMBCグループの財務リスクは、極めて高い水準が続くことが懸念されます。

以上より、共同提案者は、SMBCグループに株主提案を提出することと致しました。

投資家の皆様には、提案趣旨をご理解いただき、2022年のSMBCグループの株主総会にて本提案への賛同をお願いするとともに、SMBCグループに本提案に賛同する意思をお伝えいただくとともに、対外的にその旨を表明いただけますようお願い申し上げます。また、SMBCグループにエンゲージメントを実施し、パリ協定に整合しない投融資によるリスク低減の具体策を開示するよう求めていただきたく、ご協力のほど重ねてお願い申し上げます。

2. 株主提案とその目的

(1) 提案内容

我々共同提案者が提出した株主提案の内容は以下の通りです。

議案1 定款の一部変更の件（パリ協定目標と整合する短期および中期の温室効果ガス削減目標を含む事業計画の策定開示）

提案内容

以下の条項を、当会社の定款に追加的に規定する。

第 章（脱炭素社会への移行）

第 条（パリ協定目標と整合する短期および中期の温室効果ガス削減目標を含む事業計画の策定開示）

1 当会社の長期的成功を促進するため、気候変動に伴うリスクと事業機会に鑑み、当社が気候変動におけるパリ協定に沿った取り組みを表明していることに従い、当社は、すべての投融資ポートフォリオにわたりパリ協定第2条第1項（a）（「パリ協定目標」という）と整合性ある短期および中期の温室効果ガス削減目標を含む事業計画を策定し、開示する。

2 当社は、上記削減目標の進捗状況を年次報告書において開示する。

提案理由

本提案は、パリ協定目標に沿って、すべての投融資ポートフォリオにわたる短期（2025年まで）および中期（2030年まで）の温室効果ガス削減目標を含む事業計画を策定し、開示することにより、当社が気候変動に伴うリスクを適切に管理し、情報の透明性を確保するとともに、企業価値を維持向上させることを目的とする。

日本政府の策定した2050年ネットゼロ目標および当会社のすべての投融資ポートフォリオを含めたネットゼロ目標を達成するためには、具体的な短期および中期の目標の設定を伴う事業計画の策定は必須であり、削減目標の進捗状況を年次に開示することにより、当社からの資金の流れが目標に適合することを確実にすることができる。

本条項を定款に加え、事業計画を策定・開示することで、当社における気候変動リスクを適切に管理し、長期のネットゼロ目標を達成するとともに、当会社の持続的成長を促進することが可能となる。

議案2 定款の一部変更の件（IEAによるネットゼロ排出シナリオとの一貫性ある貸付等）

提案内容

以下の条項を、当会社の定款に追加的に規定する。

第 章 脱炭素社会への移行

第 条 (IEAによるネットゼロ排出シナリオと一貫性ある貸付等)

当会社は2050年温室効果ガス排出実質ゼロの達成目標を誓約していることから、国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) によるG20サステナブルファイナンスワーキンググループへの推奨ならびに国際エネルギー機関 (IEA) によるネットゼロ排出シナリオに従い、当会社は、新規の化石燃料供給、関連インフラ設備の拡大に当会社の貸付および引受による調達資金が用いられないことを確実にするため積極的な措置を策定し、開示する。

提案理由

本提案は、ネットゼロ排出シナリオならびにG20サステナブルファイナンスワーキンググループへの推奨の履行と一貫性を欠く投融資を行わないことを確実にするための措置を策定し、開示することによって気候変動リスクを適切に管理し、当会社の企業価値を維持向上させることを目的とする。

IEAのシナリオにおけるリスクは幅広く認知されており、パリ協定1.5°C目標達成のためには、新規の石油・ガス田および炭鉱開発、さらにこれらに関連する新規インフラ開発を行う余地がないことが気候科学の知見からも明らかとなっている。

当会社は、2050年までに投融資ポートフォリオの温室効果ガス排出をネットゼロにする目標を掲げているが、化石燃料の拡大を促進する案件に引き続き多額の資金提供を続けている。当会社が移行リスクを適切に管理し、脱炭素社会への流れをけん引する金融機関となるためにも、本条項を定款に追加することを提案するものである。

(2) MUFGへの株主提案との相違点

本提案は、みずほフィナンシャルグループ (みずほFG) 及び三菱UFJフィナンシャル・グループ (MUFG) に続く、日本の金融機関に対する気候リスクに関する3件目の株主提案です。³⁰ 過去2件の提案と同様、過度に詳細な規定を求めることや、商業的な秘密情報の開示を要求すること、あるいは経営戦略を策定または変更する会社の権限を制限することを意図したものではありません。SMBCグループは、顧客との関係および企業利益を踏まえつつ、本提案を柔軟に実現することができると考えています。

議案1は、昨年MUFGに行った提案と同様、パリ協定目標に整合する、すべての投融資ポートフォリオにわたる短期及び中期の温室効果ガス排出削減目標を含む事業計画の策定と開示を求めています。また設定した目標の進捗状況を年次報告書において開示するよう求めています。短期・中期目標を設定し、進捗状況を毎年報告することの重要性については、TCFDの気候関連の指標・目標・移行計画に関する新ガイダンスにも従うものでもあります。³¹

議案2は、海外の多数の金融機関に提出された株主提案に類似したものです (別紙参照)。本提案では、IEAによるネットゼロ排出シナリオや、UNEP FIによるG20サステナブルファイナンスワーキンググループの推奨とSMBCグループの融資・引受が矛盾しないことを確実にするために、積極的な措置を講じるよう要請しています。IEAのシナリオには、**新規の化石燃料供給事業 (炭鉱・油田・ガス田) の探査や開発の余地はない**と明記されています。したがって新規の化石燃料供給事業を促進する新規インフラ整備の開発も、IEAのシナリオと整合しません。UNEP FIの提言には、次のように明記されています。「ネットゼロを表明する金融機関は、できる限り早期に、オーバーシュートしない、または低い程

³⁰ 気候ネットワーク、[邦銀最大手が気候決議の対象に](#)、2021年3月

³¹ TCFD、[指標・目標・移行計画に関するガイダンス \(Guidance on Metrics and Targets and Transition Plans\)](#)、2021年10月

度のオーバーシュートを伴って気温上昇を1.5°Cに抑えるIPCC経路の前提や予測と整合させることから始めるべきである。気温上昇を1.5°Cに抑える現実的な可能性のある経路は、速やかな行動を必要とするからだ。IPCCのシナリオに記載の通り、取るべき行動の中には、**新規の化石燃料投資を直ちに停止し、継続中の化石燃料生産を迅速に打ち切ることが含まれる。**³²

上述の項目を定款に盛り込むことで、SMBCグループは、気候リスクを適切に管理できるようになり、長期的な企業価値の維持向上を図ることにもつながります。

(3) 提案の形式

日本では、欧米諸国とは異なり、取締役会を設置する株式会社において、株主が株主総会において議決権を行使して決議できるのは、会社法又は対象会社の定款における株主総会の決議事項（剰余金の処分、取締役の選任・解任、合併、会社分割の承認、定款変更など）に限定されています（会社法295条2項）。会社法又は定款における株主総会の決議事項に該当せず、株主が議決権を有しない事項についての株主提案は、不適法として会社により却下されます(同法303条1項括弧書き)。

そのため、日本では、会社への要求内容を具体的に記述できる株主提案の形式は、通常、会社法により株主総会の決議事項とされる定款一部変更（同法466条）の提案に限られています。定款の一部変更の形式をとらず、単純に要求内容を記述して株主総会決議を要求する提案は、会社法又は対象会社の定款に基づくその他の株主総会の決議事項に該当しない限り、不適法を理由に株主総会の議題として取り上げられることもなく、終わることになります。よって本提案も、会社法の規定に従い、定款の一部変更という適法な形式をとり提案するものです。

連絡先：

350.org Japan <https://world.350.org/ja/>, <https://350.org/>

担当：渡辺瑛莉（E-mail: eri.watanabe[@]350.org）

気候ネットワーク www.kiconet.org

担当：鈴木康子（E-mail: suzuki[@]kiconet.org）

レインフォレスト・アクション・ネットワーク (RAN) www.ran.org

担当：川上豊幸（Email: toyo[@]ran.org）

Market Forces www.marketforces.org.au

担当：福澤恵（E-mail: meg.fukuzawa[@]marketforces.org.au）

³² UNEP FI、[金融機関による信頼できるネットゼロ表明のための推奨 \(Recommendations for credible Net-Zero commitments from financial institutions\)](#)、2021年10月

別紙：類似の株主提案の例

多くの国で株主総会が開催されるこの時期、金融機関に、ファイナンスをIEAの2050年ネットゼロ排出シナリオに整合させることを求める、類似の株主提案が提出されています。

少なくとも米国の6銀行（バンク・オブ・アメリカ、シティグループ、ゴールドマン・サックス、JPモルガン・チェース、モルガン・スタンレー、ウェルズ・ファーゴ）、およびカナダの2銀行（バンク・オブ・モントリオール、TDバンク）に、同様の株主提案が提出されています。³³

以下に世界の金融機関4行に対する株主提案を例示します。

銀行	国	提案内容
シティグループ ³⁴	米国	ハリントン・インベストメント（Harrington Investments）は、株主決議を通じ、シティグループに対し、同社の融資および引受について、2022年末までに次の方針を採択するよう要請している： IEAの2050年ネットゼロ排出シナリオ、および国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）のG20サステイナブルファイナンスワーキンググループへの推奨内容（信頼できるネットゼロ表明）の実現に矛盾する、新規の化石燃料供給に関与しないことを確実にするための積極的な措置を約束すること。
JPモルガン・チェース ³⁵	米国	ハリントン・インベストメントおよびマーシー・インベストメント・サービス（Mercy Investment Services）は株主決議を通じ、JPモルガン・チェースに対し、2022年末までに次の方針を採択するよう要請している： IEAの2050年ネットゼロ排出シナリオに矛盾する、新規の化石燃料供給に同社のファイナンスが用いられないことを確実にするために可能な措置を講じること。
オーストラリア・ニュージーランド銀行（ANZ） ³⁶	オーストラリア	マーケット・フォースが取りまとめた株主提案は、下記の通り： ANZがIEAの2050年ネットゼロ排出シナリオの公表と併せて、グローバルな2050年ネットゼロ排出の目標実現への支持を表明したことを株主は認識している。そこで株主は、グローバルな2050年ネットゼロ排出を実現するシナリオに従って、ANZが化石燃料へのエクスポージャーをいかに管理するかを示す情報を、次回以降の年次報告書で開示するよう求める。また情報には、下記の内容を含むよう求める。 <ul style="list-style-type: none"> ● 新規の化石燃料事業を資金用途する銀行業務およびファイナンスの提供を行わないことを約束 ● 2050年ネットゼロと整合的に化石燃料エクスポージャーを減らす目標

³³ Interfaith Center on Corporate Responsibility (ICCR)、[気候変動対策の強化を求める株主提案、今春、全ての北米主要銀行の株主議決権行使に盛り込まれることに（Shareholder Proposals Seeking Accelerated Climate Progress will be on the Proxy at All Major North American Banks this Spring）](#)、2022年3月

³⁴ Climate Votes、[ハリントン・インベストメントのシティバンクへの株主決議（Harrington Investments' shareholder resolution on Citibank）](#)

³⁵ ICCR、[JPモルガン・チェースへの提案：IEAのネットゼロ・1.5°Cシナリオに整合するファイナンスを（Proposal: JPMorgan Chase - Financing Consistent with the IEA Net-Zero 1.5°C Scenario）](#)

³⁶ マーケット・フォース、[ANZ 株主提案（ANZ 2021 resolution）](#)、2021年10月

<p>スタンダードチャーター³⁷</p>	<p>英国</p>	<p>マーケット・フォースおよびFriends Provident Foundationが取りまとめた株主提案では、下記の内容を求めている： スタンダードチャーターがIEAの2050年ネットゼロ排出シナリオの公表と併せて、グローバルな2050年ネットゼロ排出の目標実現への支持を表明したことを踏まえて、気候変動関連のリスクと機会を鑑み、同社の長期的成功を促進するため、株主は同社および同社役員に下記の権限を付与し、指示する：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2050年ネットゼロ排出を実現するシナリオに従い、同社の化石燃料へのエクスポージャーを管理する戦略を策定・開示・履行すること。その内容には下記を含むこと。 <ol style="list-style-type: none"> a. 新規の化石燃料事業または拡張事業を資金使途するファイナンスを提供しないことを約束 b. ネガティブエミッション技術に過度に依存することなく、2050年ネットゼロ目標に整合する短期・中期・長期の化石燃料エクスポージャー低減目標 2. 2022年以降、策定した戦略の進捗状況を年次報告書で毎年報告する。その際、商業的または競争上の機密情報を除き、合理的なコストにおいて、使用した枠組みや方法論、対象期間、前提の概要を含めること。
---------------------------------	-----------	--

³⁷ マーケット・フォース、[投資家向け説明資料：スタンダードチャーター銀行 \(Investor briefing: Standard Chartered\)](#)、2022年2月